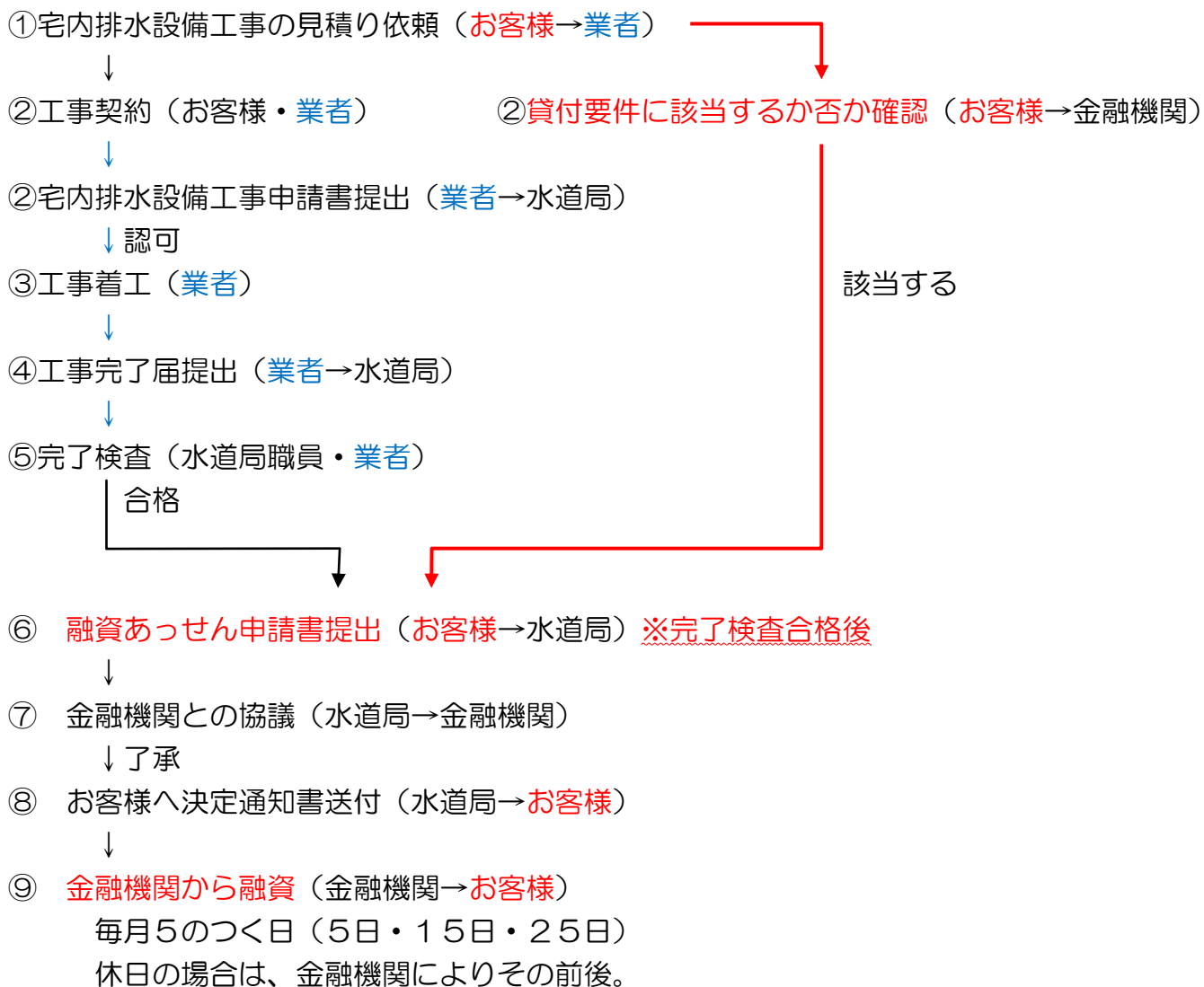


融資あっせんフローチャート



改造資金(限度額80万円)

金融機関の貸付要件に該当することを事前に金融機関に確認してください。
原則、別世帯の市内居住者の保証人が必要です。
年齢によっては、金融機関に断られる場合もございます。

特別資金(限度額200万円)

金融機関の貸付要件に該当することを事前に金融機関に確認してください。
金融機関の保障会社で保障するため、保障料(残元金の1.5%程度)が掛かります。
年齢によっては、金融機関に断られる場合もございます。

「市でお金を貸してくれるの?」とお問い合わせがありますが、お客様の利子を市で全額負担する制度でございますので、借入契約はお客様の付き合いのある金融機関と行っていただきます。

お問合せ先 水道局上下水道課 宅内サービス係
026-248-9013(課専用)